

上越市選挙管理委員会告示 第 15 号

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 1 項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。

令和 6 年 4 月 13 日

上越市選挙管理委員会
委員長 澤 海 雄 一

1 不在者投票の事務を取り扱う場所

投票所の名称	所在地
上越市役所	上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
上越市市民プラザ	上越市土橋 2554 番地
上越市福祉交流プラザ	上越市寺町 2 丁目 20 番 1 号
直江津ショッピングセンター エル マール	上越市西本町 3 丁目 8 番 8 号
イオン上越店	上越市富岡 3458 番地
安塚区総合事務所	上越市安塚区安塚 722 番地 3
浦川原コミュニティプラザ	上越市浦川原区釜淵 5 番地
大島コミュニティプラザ	上越市大島区岡 3320 番地 3
牧区総合事務所	上越市牧区柳島 522 番地
柿崎保健センター	上越市柿崎区柿崎 6405 番地

大潟コミュニティプラザ	上越市大潟区土底浜 1081 番地 1
頸城コミュニティプラザ	上越市頸城区百間町 636 番地
吉川コミュニティプラザ	上越市吉川区下町 1126 番地
中郷コミュニティプラザ	上越市中郷区藤沢 986 番地 1
板倉コミュニティプラザ	上越市板倉区針 722 番地 1
清里コミュニティプラザ	上越市清里区荒牧 18 番地
三和コミュニティプラザ	上越市三和区井ノ口 444 番地
名立区総合事務所	上越市名立区名立大町 365 番地 1